福祉用具購入費支給制度確約書

　　年　　月　　日

　　　佐野市長　様

住　　所

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

佐野市介護保険制度における福祉用具購入費の支給について、佐野市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給の受領委任に係る取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、佐野市福祉用具購入費支給制度取扱事業者名簿への登録を届けるに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

１　厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）に該当する福祉用具の提供については、関係法令及び本市の要綱等を遵守すること。

２　要介護又は要支援と認定された本市の被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）の身体機能の把握及び希望を踏まえて、要介護被保険者等が自立した日常生活を営めるように、必要な福祉用具の提供に努めること。

３　福祉用具の提供に当たっては、介護保険課、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等との連携に努めること。

４　要綱に定める利用者から、本支給制度の取扱いを求められたときは、当該利用者が提示する介護保険被保険者証によって佐野市の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること及び「給付制限」の欄に保険料の滞納による支払方法変更等の措置の記載がないことを確認すること。

５　利用者に対する当該年度における福祉用具購入費の上限額（福祉用具購入費の支給限度基準額の１０万円又は既に当該年度に福祉用具購入費に係る保険給付分の支給を受けているときは、福祉用具購入費支給限度基準額の１０万円から既に支給されている保険給付分に係る購入費用を控除した額）を確認すること。

なお、当該福祉用具と同一種目のものを既に購入し、かつ保険給付の支給を受けているもの（既購入福祉用具が破損した場合を除く。）について及び上記の上限額を超える費用については、保険給付の対象とならないことを利用者に十分説明を行い、全額自己負担となることの理解を得ること。

６　市長が必要と認めた場合に、福祉用具の購入に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行ったときは、これに応じること。

７　関係法令及び本市の要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときには、直ちにこれに従うこと。

８　福祉用具の購入に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、その責任の範囲において、要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

９　事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た要介護被保険者等又はその家族の秘密を漏らさないこと。